

長野県消費生活条例（抜粋）

（長野県消費生活審議会）

第 44 条 消費者施策に関する重要事項についての知事からの諮問に応じて調査審議し、並びに県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項について意見を述べるため、長野県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第 45 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（1）消費生活に関し識見を有する者

（2）消費者

（3）事業者

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第 46 条 第 25 条、第 27 条及び第 28 条の規定は、審議会について準用する。

長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱

(目 的)

第1 長野県における消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進するため、長野県消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
- (2) 長野県消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- (3) その他協議会の組織及び運営について必要な事項を定めること。

(構 成)

第3 協議会の委員は、長野県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員がこれを兼ねる。

2 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(任 期)

第4 協議会委員の任期は、審議会委員の任期とする。

(会 長)

第5 協議会に会長を置き、審議会の会長がこれを兼ねるものとする。

(会 議)

第6 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7 協議会に事務局を置き、県民文化部くらし安全・消費生活課の職員をもって充てる。

2 事務局は、協議会の運営等に関する事務を処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年9月2日から適用する。